

コンプライアンス・プログラム構築の方針

2005年7月1日

代表取締役 社長 小澤 勝

2005年5月より、中期事業計画に沿いコンプライアンス・プログラム（CP）の構築が開始する運びとなりました。とりわけ、最初に着手する事業であるプライバシーマークの取得について、その方針を示します。

プライバシーマーク（通称Pマーク）は、JIPDEC（日本情報処理開発協会）が推奨する情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）のひとつで、個人情報保護の施策をJIPDECが定めるマネジメント手法に沿って構築している団体を認証する制度であり、現在はIT企業を中心に約1500社（うち約900社が情報サービス業）が認定付与を受けています。

Pマーク取得に向けたプロジェクトは5月より既に開始しており、現在個人情報の洗出作業を実施しています。作業にあたり、各部署の部課長クラス（グループ・リーダー、サブリーダー等を含む）およびプロジェクト・リーダー等に、ヒアリングを実施することがありますので、協力をお願いします。計画では、7月には社内法規の整備へと業務工程が推移し、8月から9月にかけてコンサルタントによる担当者の教育実習が行われ、10月までにJIPDECへ申請を予定しており、来年3月には承認となります。このように、承認は来年3月頃の予定となっていますが、CPの運用は実際には9月頃から開始されます。すなわちPマーク取得後と同じレベルでのコンプライアンス（法や規則の遵守）が9月全社員に対して以降求められる事になるのです。

当社は、情報処理コンサルティング事業者として、少なからぬ個人情報を預かっておりますが、企業活動を通して知り得た全ての個人情報は目的の範囲で利用し、目的外利用が行われないよう機密を保持して行きます。本旨をコンプライアンス・プログラム構築の基本方針として宣言し、全社員が本方針を理解し、常にCPに沿った行動が取れるよう指示致します。